

時間単位の年次有給休暇制度・半日年休制度 一部運用の変更について

HHLU TIMES vol.10 (12月4日発行) でお知らせした時間単位の年次有給休暇について、以下の通り一部運用の変更がありますので、ご報告いたします。また、付随して半日年休制度の運用の一部も変更いたします。

[今まで]

時間単位年休・半日年休を取得して、働く時間が短くなった日は、休憩時間も短くなる。

[変更後]

12月19日～時間単位年休・半日年休を取得した日も、休憩時間は通常の勤務時と同じ時間数になります。

例) 社員A フルタイム勤務者の場合

	労働時間	休憩時間	拘束時間	
通常の勤務時	7時間20分	1時間10分	8時間30分	
今までの半休取得時	3時間40分	35分	4時間15分	
↓				
これからの半休取得時	3時間5分	1時間10分	4時間15分	

その他の
変更点

時間単位年休の申請手続きについて

【申請手続き】

時間単位年休は前月のスケジュール登録はできません。
事前に上司へ相談のうえ、勤怠システム内の届出処理にて申請してください。
原則事前に届出～承認を済ませてください。

※届出処理は **前月の16日から翌月の申請ができるようになりました**

時間単位の年次有給休暇取得時の労働時間・休憩時間の計算式

社員 A・B・E (I~IV・セールス嘱託) の方

	①所定の拘束時間	②所定労働時間の休憩時間	③所定の実労働時間
フルタイム勤務	8時間30分	1時間10分	7時間20分
短時間 7時間	8時間	60分	7時間
短時間 6時間	6時間50分	50分	6時間
短時間 5時間	5時間40分	40分	5時間

社員 C・E (V)

契約している1日の所定労働時間 (例)	①所定の拘束時間	②所定労働時間の休憩時間	③所定の実労働時間
7時間	8時間	60分	7時間
6時間	7時間	60分	6時間

④取得したい年休時間数
例) 2時間

年休取得後の拘束時間	年休取得後の実労働時間	年休取得後の休憩時間
①-④	③-④	= ②

例) 2時間

6時間30分

5時間20分

1時間10分

例) 社員Aフルタイムの場合

【新】半休取得時の労働時間・休憩時間早見表

社員 A・B・E (I~IV・セールス嘱託) の方 (短時間勤務者含む)

1日の所定労働時間	1日の拘束時間	半休取得時の拘束時間	半休取得時の休憩時間	半休取得時の実労働時間
7時間20分	8時間30分	4時間15分	1時間10分	3時間5分

社員 C・E (V)

契約している1日の所定労働時間 (例)	1日の拘束時間	半休取得時の拘束時間	半休取得時の休憩時間	半休取得時の実労働時間
7時間	8時間	4時間	60分	3時間
6時間	7時間	3時間30分	60分	2時間30分

※社員C・E (嘱託V) で例に記載したものの以外の労働時間で契約している方は個別にお問い合わせ下さい

※社員C・E (嘱託V) で半休を取得できるのは1日の契約労働時間が6時間以上の方のみです

参考 なぜ休憩時間は勤務の途中に取得しないとイケない？

労働基準法には、「休憩の3原則」と呼ばれる基本ルールも定められています。その中のひとつに、「途中付与の原則」があります。

「途中付与の原則」とは、「休憩は労働時間の途中に与えなければならない」というものです。「途中」とは労働と労働の合間という意味のため、就業前や就業後に休憩を与えることは法律違反とみなされます。

参考 半日年休・時間単位での取得上限について

	最大取得可能日数	備考
半日年休	10日分 (20回)	※3日分は計画取得可能
時間単位年休	5日分 (フルタイムの場合は40時間) (所定労働時間を基に、時間に満たない端数は切り上げ)	※計画的付与はできません

このニュースに関するお問い合わせは、阪急阪神百貨店労働組合 平瀬・粟田・矢田までお願いします。
TEL : 06-6361-4323 / E-mail: org_00jb62@hankyu-hanshin-dept.jp